⑵　一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】暖房設備（　　）

効率（　　）

【冷房】冷房設備（　　）

効率（　　）

【換気】換気設備（　　）

効率（　　）

【照明】照明設備（　　）

【給湯】給湯設備（　　）

効率（　　）

２．備考

（注意）

１．・２．（略）

３．第二面関係

①～③　（略）

④　【11．該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第１条第１項第２号イ⑴の地域の区分をいいます（以下同じ。）。

⑤　（略）

⑥　【13．建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

⑴　（略）

⑵　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ⑴の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

⑶～⑸　（略）

⑦　（略）

４．第三面関係

①・②　（略）

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

⑴　（略）

⑵　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ⑴の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

⑶・⑷　（略）

④　（略）

⑵　空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】暖房設備（　　）

効率（　　）

【冷房】冷房設備（　　）

効率（　　）

【換気】換気設備（　　）

効率（　　）

【照明】照明設備（　　）

【給湯】給湯設備（　　）

効率（　　）

２．備考

（注意）

１．・２．（略）

３．第二面関係

①～③　（略）

④　【11．該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第１条第１項第２号イ⑴の地域の区分をいいます。

⑤　（略）

⑥　【13．建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

⑴　（略）

⑵　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ⑴⑴ⅰ又は同号イ⑴⑴ⅱの表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

⑶～⑸　（略）

⑦　（略）

４．第三面関係

①・②　（略）

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

⑴　（略）

⑵　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ⑴⑴ⅰの表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

⑶・⑷　（略）

④　（略）